

明日香村後援名義の使用承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明日香村（以下「村」という。）の後援名義の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援の定義)

第2条 明日香村が後援を行う場合の名義は、「明日香村」とする。

(承認対象の団体等)

第3条 後援名義の使用承認を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益財団法人及びこれに準ずる団体等
- (3) その他村長が適当と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、対象団体等としない。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関連した団体等
- (2) 特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体等
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体等
- (4) その他名義使用が適当でないと村長が認める団体等

(承認対象の事業)

第4条 後援を承認することができる事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 村の事業の推進、普及又は啓発に寄与する事業
- (2) 村民の福祉、地域振興とその他村の発展に寄与する事業
- (3) その他村長が適当と認める事業

2 次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められる事業は、名義使用を承認しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれがある事業
- (2) 政治的中立性、宗教的中立性その他村の中立性を侵す事業
- (3) 特定の団体又は個人の宣伝又は売名を目的とする事業
- (4) 専ら営利又は商業的宣伝を目的としている事業
- (5) 原則として村外で開催される事業（村民の幅広い参加や村の発展が期待されるものについてはこの限りでない。）
- (6) 公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮されていない事業
- (7) 村の行政方針に反する事業
- (8) 村の名誉を毀損し、又は信用を失墜する事業

(申請手続)

第5条 名義使用の承認を受けようとする団体等は、原則として名義を使用しようとする1ヶ月前までに、当該事業の内容と関連する事務を所管する課等を経て、明日香村後援名義使用承認申請書(第1号様式)に次に掲げる必要書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 開催要項、募集要項、企画書その他事業の概要が分かる書類
- (2) 定款、規約、役員名簿その他団体の概要が分かる書類
- (3) 収支予算書
- (4) その他村長が必要と認める書類

(承認等の通知)

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに後援名義の使用承認の可否を決定し、承認するときは明日香村後援名義使用承認決定通知書(第2号様式)により、承認しないときは明日香村後援名義使用不承認決定通知書(第3号様式)により当該団体等に通知するものとする。

2 村長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第7条 名義の使用期間は、承認を受けた事業の開始日から終了日までとする。

(経費の負担等)

第8条 事業に要する経費は、当該事業を実施する団体等が負担するものとし、当該事業に係る物的及び人的な支援は行わないものとする。

(事業内容の変更)

第9条 当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、明日香村後援名義使用事業変更届出書(第4号様式)により直ちに村長に届け出なければならない。

(承認の取り消し)

第10条 村長は、名義使用の承認を受けた団体等が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第4条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。
- (3) 第6条第2項の規程により付された条件を履行しなかったとき。
- (4) 当該事業が中止になったとき。
- (5) その他不相当と認められる行為があったとき。

2 村長は、前項の規定により承認を取り消したときは、明日香村後援名義使用承認取消通知書(第5号様式)により、当該団体等に通知するものとする。

(報告)

第11条 名義使用者は、事業終了後、速やかに明日香村後援名義使用事業実施報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 開催要項、プログラム、ポスター等
- (3) 前号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類
(免責)

第12条 村は、後援名義を使用した事業によって生ずる損害について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度村長が定める。

附則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。